

「認定更新のための研修会」申請者各位

一般社団法人日本糖尿病療養指導士認定機構

認定更新のための研修会（2-14） 認定制度の変更について

当認定制度は、CDEJの地域への参加・参画を促進するとともに、研修機会を増やすことを狙いとして、集会型の研修を対象として認定をおこなってきました。しかしながら、昨今の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、Web型研修が各地で企画されている実態に鑑み、このたび新たにWeb型研修を認定するルールを整備しました。地域の「顔の見える関係」を維持しつつ、主催者・参加者（CDEJ）と本機構の双方にとって利便性が高く合理的なシステムの構築を意図して規定したものです。

Web型研修の認定の開始にあたり、受付業務のさらなる増加が見込まれることから、効率化・合理化の観点から研修会全体の申請・受付・認定のルールを全面的に見直すことといたしましたので、研修会主催者各位におかれましては、本趣旨をご理解いただき、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

【認定対象】

日本糖尿病療養指導士の資質向上のため、各地域で以下のいずれかの形態で開催実施される研修で、別に定める認定基準を満たすものを対象とします。

1. 集会型研修（企画者・講師（演者）・参加者（受講者）が会場に集まり研修するもの）
 2. Web型研修（企画者が双方向型のオンライン会議システムを用いて配信し、参加者（受講者）が各自の端末で送受信する方法で研修するもの）
- ※ ハイブリッド型研修（集会型・Web型の両方を同時に行う研修）は、集会型・Web型を別個の研修として認定対象とします。

【認定基準】

（従来同様6項目）

【手続き】

（従来同様、但し申請書類の書式は変更）

【お守りいただくこと】

集会型・Web型研修の認定申請においては、以下の点を遵守していただきます。

1. 【認定基準等について】本認定制度の制度趣旨を理解し、尊重するとともに、認定基準・申請方法等については、最新情報を本機構Webサイトで常に確認してください。認定申請時に、本機構規定の同意書を提出していただきます。
2. 【期限について】認定申請書、実施報告書の各提出期限を厳守してください。

	認定申請書	実施報告書
集会型	開催日の2ヵ月前必着	開催日の1ヵ月後必着
Web型	ライブ配信実施日の2ヵ月前必着	ライブ配信実施日の1ヵ月後必着

期限については、いかなる事情でも猶予は認めません。余裕を持って作成・送付してください。

万一、開催取りやめとなった場合でも、実施報告書はその旨と理由を明記して、必ず提出していただきます。

3. 【申請者・連絡担当者について】申請者と申請に関する連絡担当者は適切に連携し、情報を共有の上、申請ならびに実施報告まで対応してください。
申請者および連絡担当者（所属・連絡先等）に変更がある場合は、すみやかに届け出てください。
4. 【本機構からの照会等について】提出書類について本機構から照会や修正、追加提出を求められた際には、機構が設定した期限内に対処してください。期限内の対処が困難な場合はその旨を連絡し、指示に従ってください。
審査結果が「条件付き認定」である場合は、指摘事項を改善・厳守してください。
5. 【広報について】より多くの CDEJ に単位取得機会を提供できるよう、研修会情報の周知に努めてください。
6. 【書類の保管について】申請および研修会開催実施に関する記録（参加対象者への配布物、参加者名簿、参加証見本等）および提出書類は控え（コピー）を取り、当該研修会で 2 群単位を取得した CDEJ 全員の認定更新までの期間、本機構からの照会に的確に対応できるよう保管してください。
7. 【参加証および参加者名簿について】参加証は偽造防止の観点から、一般的な OA 用紙ではなく厚手の用紙や色上質紙等で作成し、公印は印影画像の印刷ではなく 1 枚 1 枚に朱肉ないしインクで押印してください。集会型研修においては当日に確実に交付し、Web 型研修においては参加者名をあらかじめ印字したものを個別に郵送してください。参加証の記載事項（研修会名、主催団体名、開催年月日、認定番号、単位数等）に誤りがないようにご注意ください。配付した参加証に誤りがあった場合は、主催者の責任で回収・再配付を行ってください。集会型研修においては参加者名簿への記名に正確を期し、参加者名簿に記載されていない参加者には参加証を交付しないでください。
8. 【内容の変更について】認定を受けた研修会は、事前申請のとおりの内容（開催日時・場所・主催/共催団体・演題・演者・時間配分等）で開催実施してください。自然災害や予定演者の急病等により、やむを得ず変更する場合、実施報告時にその旨を記載してください。
9. 【実施報告書について】研修会終了後、期限内に実施報告書を提出してください。実施報告書の内容に不備があれば、機構からの修正・追加提出依頼に適切に対応してください。なお、これに適切に対応していただけない場合は、認定取り消しとなります。認定取り消しとなった場合、本機構 Web サイト（CDEJ 向けページ）にその旨を掲示します。参加した CDEJ には認定取り消しとなったことを、主催者の責任で必ず周知の上、参加証を回収してください。当該申請者（主催/共催団体および連絡担当者）からの新規申請は、一定期間受付できません。

【従来からの変更点】

- ・ 制度趣旨を重視する観点から、「学会（学術集会）等」は認定対象外とします。
- ・ 認定申請時に本機構規定の「同意書」に（申請者・連絡先担当者）が署名し提出していただきます。
- ・ 申請書・報告書に関する照会・通知は、従来は「連絡担当者」に送付してきましたが、今後は内容や状況により「申請者」にも連絡します。

以上